

保護者様

宝塚市教育委員会

学校における気象警報発表時及び大規模な地震発生時の対応について（変更）

平素より子どもたちの安全管理について、家庭・地域においてご理解・ご協力いただき感謝いたしております。

見出しの件につきまして、令和8年4月7日に「すぐーる」配信にて連絡しているところです。この度、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和7年法律第86号)の公布・施行等に伴い、令和8年5月29日（金）から、気象庁が発表する気象の警報などが大きく変わります。

つきましては、本市における臨時休校の措置について、下記のとおり変更します。

これからも子どもたちが学校で安全な生活ができますように、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

記

※変更箇所

<防災気象情報発表時>

宝塚市に、レベル4大雨危険警報・レベル5大雨特別警報・

レベル4土砂災害危険警報・レベル5土砂災害特別警報が発表された場合

1 午前7時時点で発表されている場合、臨時休校とする。

※臨時休校のすぐーる連絡は原則行いません。

レベル4以上の危険警報・特別警報が発令された場合は、各自が命を守る行動（避難する、自宅で待機する、情報収集等の避難準備をする等）をとる必要があります。メディア等で情報を得て、判断・行動してください。

■WEB版たからづか防災マップ



▶宝塚市ハザードマップ（危険箇所と避難場所等の確認）

https://www2.city.takarazuka.hyogo.jp/hazardmap/flow_01.html

▶各種気象情報確認ツール（気象情報の確認）

例：気象庁 キキクル <https://www.jma.go.jp/bosai>

▶宝塚市安心メール（ひょうご防災ネット）無料登録（避難情報の取得）

携帯電話またはパソコンから『takarazuka@bosai.net』を入力して空メールを送信。あとは、ガイダンスに従って登録するだけ。アプリ版は「ひょうご防災」で検索。

※広報「たからづか」6月号にも記載

2 午前7時から登校前に発表された場合、市教育委員会より、すぐーるにて臨時休校の連絡を行う。

3 登校中に発表された場合

登校させた後、待機または下校の判断を行います。ただし、集合場所にいる場合や自宅付近にいる場合などは、保護者（地区委員等）に適切な指示を行ってもらい、指示を出された方から学校にその旨を報告してください。

4 在校中に発表された場合

一時待機させ、気象状況や地形環境、危険箇所の安全確認等を行い、待機または下校の判断をする。

宝塚市に、**レベル3大雨警報**・**レベル3土砂災害警報**・
その他**気象警報（暴風・暴風雪・大雪）**が発表された場合

- 1 登校前に気象警報が発表された場合
 - (1) 登校時に解除されていない場合は、自宅で待機させる。
 - (2) 午前9時までに解除された場合は、登校させる。
 - (3) 午前9時までに解除されなかった場合は、臨時休校とする。
- 2 登校中に気象警報が発表された場合
登校させた後、待機または下校の判断を行います。ただし、集合場所にいる場合や自宅付近にいる場合などは、保護者（地区委員等）に適切な指示を行ってもらい、指示を出された方から学校にその旨を報告してもらう。
- 3 在校中に気象警報が発表された場合
一時待機させ、気象状況や地形環境、危険箇所の安全確認等を行い、待機または下校の判断をする。警報が解除された場合は、通常どおり授業を行う。

<大規模な地震発生時>

宝塚市に、「震度5弱」以上の地震が発生した場合

- 1 登校前に地震が発生した場合
 - (1) 17:00~24:00までに発生した場合は、翌日を臨時休校とする。
 - (2) 0:00~8:30までに発生した場合は、当日を臨時休校とする。
※被害の状況によっては、臨時休校の期間を延長する。
- 2 登校中に地震が発生した場合
近くの安全な場所に避難し、揺れが収まったら、登校するか自宅の安全な方へ避難させる。
- 3 在校中に地震が発生した場合
 - (1) 子どもたちを安全な場所に避難誘導させた後、全ての教育活動を中止し、臨時休校とする。
 - (2) 原則、保護者への引き渡しを行う。ただし、中学校については、通学路の安全が確認でき、保護者へメール等での連絡が可能な状況であれば、下校させる。